

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

黒木の大藤

福岡県八女市黒木町



新緑がまぶしい季節となりました。

5月に入って“黒木の大藤”を観に行こうと急に思い立って出かけました。

当日は、晴天。「大藤祭」の会場には、模擬店のテント村ができていて、地元の方が、おにぎりやお寿司、焼きそばなどのお店を出店し、沢山人出でにぎわっていました。

この模擬店の中に、旧知の友人のご主人が作る“トンボ玉”のお店があって、久しぶりに再会しました。

千々石の川渡の鯉のぼり



仕事で出かけた雲仙市の帰り、通りかかった千々石町の小川に鯉のぼりが泳いでいました。鯉のぼりは、いつの時代も、子どもの健やかな成長を願う親の思いをうけて、悠々と青空に泳いでいます。

総務省の発表では、子ども（15歳未満）の人口は、1982年から36年連続して減少を続け、4月1日の時点では1571万人で昨年と比較すると17万人少なくなっています。

少子高齢化への対策は、政治の課題ですが、有効な手立ては打たれていないように思います。安心して子育てできる社会を実現する取り組みが必要です。

アンガーマネジメント

女性社労士の会「華の会」の5月例会で、「アンガーマネジメント入門講座」を受講しました。アンガーマネジメントとは、「怒るな・我慢しろ」ということではなく、必要のないことには、怒らない。後悔しない怒り方が出来るようになること。他人を傷つけず、自分を傷つけず、モノを壊さず上手に怒っていることを表現できるようになること。最近、学校や職場でもセミナーが開かれるケースが多く、良好な人間関係を築くための試みが進められていることを知ることが出来ました。



通勤時の交通事故の補償

Q&A

Q：従業員が、通勤途中の交通事故で休業しているのですが、労災の手続きは必要ですか？

A：自動車事故等の場合は、自動車損害賠償責任保険 又は労災保険に対して請求することが出来ます。

Q：従業員の話では、「自賠責保険プラス任意保険」で処理した方が有利だと聞いたと言っていますが？

A：自賠責保険における査定内容は、労災保険の給付より幅が広く、内払金や仮渡金等により早期に支払いが行われる制度があるため、自賠責保険から先に支払いを受けた方が有利といえます。

Q：労災の手続きはしなくて良いのでしょうか？

A：自賠責保険の支払い限度額(120万円)を超過した場合は、労災保険からの保険給付を受けられることをお勧めします。

Q：任意保険で補填されると聞いたのですが？

A：事故の責任割合が、仮に8対2であった場合、被害者(従業員)の2割の責任分についての補償は、任意保険からの支払いは有りませんので、その分については、少なくとも労災保険へ請求することができます。

また、特別支給金(休業の場合：給付基礎日額の20%相当額)については、自賠責保険等との支給調整はありませんので、労災への請求が可能です。

注：どちらを先に受けるかについては、被災労働者が自由に選ぶことができます。但し、加害者と示談を行う場合には必ず事前に所轄の労働基準監督署に相談して下さい。

助成金情報

人材開発支援助成金

3月号で紹介していた「キャリア形成促進助成金」が、4月から人材開発支援助成金としてリメイクされました。

この助成金には、特定訓練コースと一般訓練コースがあります。

今回は、一般訓練コースについてご紹介致します。

＜助成額および助成率＞

1. 賃金助成(1人1時間あたり…380円)
2. 経費助成 30%

但し、1人1コース(OFF-JTに限る)あたりの限度額は、以下のとおり。

支給対象	企業規模	20時間以上	100時間以上	200時間以上
一般訓練コース	中小企業	7万円	15万円	20万円

＜支給対象となる労働者＞

- ・雇用保険の被保険者であること。

＜支給対象となる事業主＞

- ・雇用保険適用事業所の事業主であること
- *詳細についてはお問い合わせください。

あとかき

仕事の合間に出掛けた4月号の記事に「桜・サクラの一面で紙上お花見を楽しみました」や「いろんな処に行かれるんですね」などなどの感想をいただきました。

今月は、「有田の陶器市」へ出かけ、いくつかの日用使いの器を求めました。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com